

第3期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）～すべてのこどもに「十人十色」の輝く未来を！～

1 松戸市子ども総合計画について

- 「松戸市子ども総合計画」は、すべてのこどもや子育てをする人が、今も、そしてこれからも地域で幸せに暮らせるよう、その基本的な考え方やこれから力を入れて取り組むことを明らかにして、こどもや子育てに関する取組を松戸市全体で進めていくために策定するものです。



2 計画の対象

- 第2期同様、18歳未満のこどもとその家庭を念頭に置きますが、特定の年齢で必要な支援が途切れることがないよう、こどもやその家庭が置かれた状況に応じて支えていきます。



3 計画の体系：第3期より新たに「子どもの貧困対策計画」を包含

- 近年、社会的孤立、貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、障害・医療的ケア等、こどもや子育て家庭をめぐる課題はより一層複雑化・深刻化しており、これまで以上に、多面的かつ包括的なアプローチが求められています。
- 令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」に基づく3つの大綱が統合され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。
- 本計画では第2期と同様、既存の各法令に基づくこども関連計画を一元化して策定するとともに、これまで別途策定していた「**子どもの貧困対策計画**」を統合することで、**こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまで以上に総合的かつ一体的にこども・子育て支援を推進**します。



4 計画策定のポイント：こどもや保護者の声を幅広く聴取・反映するとともに、合理的根拠に基づく政策立案を徹底

- ① こどもの意見や要望を幅広く聴取し、基本理念や基本目標等に反映
 - 令和5年度にこどもや保護者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、高校生を対象にこどもに関する取組等についてコンテストを開催しました。
 - 本市の「こどもモニター」をはじめ、小学生から大学生へ直接ヒアリングを行い、基本理念や基本目標等に反映させました。



- ② 証拠や根拠に基づく政策立案（EBPM）を徹底
 - 本計画では、施策の効果をより一層向上させ、ひいては行政に対する市民の信頼確保につなげるため、基本施策の設定に当たっては合理的根拠を重視し、「**施策の背景**」、「**保護者の声**」、「**統計データ**」等の背景や根拠等を具体的に示しています。



5 基本理念 “すべてのこどもに「十人十色」の輝く未来を！”の趣旨

- こどもが自分の意見を持てるよう、様々な支援を受けることができ、権利の主体として、その意見を表明し、社会に参画できる。
- こどもが心身ともに健やかに成長でき、個性、人格及びその多様性が尊重され、ありのままの自分を大切に思い、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる。
- こどもが多様な価値観に触れ、相互に尊重し合い、固定観念や特定の価値観を押し付けられることなく、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
- こどもが思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって、差別的取扱いを受けることがなく、夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびと挑戦でき、将来を切り開くことができる。
- こどもが不安や悩みを抱えたり、困難に直面しても、周囲の大人や地域に支えられ、問題を解消したり、乗り越えることができる。

まつど高校生 “こどもまんなか” アイデア・イラストコンテスト
イラスト部門 最優秀賞「十人十色」



6 施策の体系及び展開：こどもや保護者の声を踏まえて施策の体系を全面的にリニューアルし “こどもまんなか” の施策を展開

基本理念・・・・・・・・基本目標・・・・・・・・基本施策・・・・・・・・主な事業・・・・・・・・



1	こどもが権利の主体となり、常にこどもの最善の利益が尊重される	
2	子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、こどもが健やかに成長できる	
3	乳幼児期からこどもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けることができる	
4	生まれ育った環境に関係なく、こどもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる	
5	多様な遊びや体験等を通じて、こどもが自己肯定感や生きる力を得ることができる	
6	虐待やいじめ、犯罪等からこどもを守り、こどもが安全に安心して暮らすことができる	
7	障害の有無や国籍等にかかわらず、こどもが安心して共に暮らすことができる	

1-1	こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる	
1-2	こどもの権利に関する地域の理解を促進する	
2-1	こどもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる	
2-2	こどもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する	
2-3	妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる	
2-4	子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる	
3-1	安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する	
3-2	多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる	
3-3	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する	
4-1	こどもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する	
4-2	低所得世帯やひとり親世帯のこどもへの教育支援を充実させる	
4-3	ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる	
4-4	生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する	
5-1	こどもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する	
5-2	こどもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する	
5-3	こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進する	
6-1	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する	
6-2	ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する	
6-3	いじめや不登校、差別や偏見に苦しむこどもを支援する取組や体制を強化する	
6-4	こどもを犯罪被害等から守るための対策や地域の見守りを推進する	
7-1	障害や発達に特性があるこどもとその家庭への支援を充実させる	
7-2	医療的ケア児への支援や受入体制を強化する	
7-3	外国籍や多様な文化的背景をもつこどもや家庭への支援を充実させる	

こどもモニター、子ども夢フォーラム 等
「子ども総合計画」の周知啓発、子ども・子育て政策推進事業 等
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問 等
妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査 等
妊産婦向けタクシー利用料補助、子ども医療費助成制度 等
松戸市公式 LINE、子育てガイドブックの発行 等
小規模保育施設の整備、幼稚園の預かり保育の推進 等
延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業 等
幼保小の関係職員による情報交換、年長児童の小学校見学 等
「子どもの未来応援ノート」の活用推進 等
子どもの学習支援事業、受験生学力向上応援助成 等
児童扶養手当、養育費確保・親子交流に関する支援 等
母子・父子自立支援プログラム策定業務 等
子どもの体験活動支援事業補助金、ゲットユアドリーム 等
放課後児童クラブ、児童館・こども館、中高生の居場所づくり 等
都市公園の整備、都市公園の老朽化した遊具の更新 等
松戸市児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等
ヤングケアラーの相談体制の強化、ヤングケアラーに係る実態把握 等
いじめ相談窓口（子ども SOS 相談）、ほっとステーション 等
子どもたちのさらなる安全・安心の確保に向けた共同宣言 等
放課後等デイサービス、こども発達センター 等
医療的ケア児支援スキルアップ研修 等
にほんごルーム、日本語通級教室 等

7 子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画における量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期）

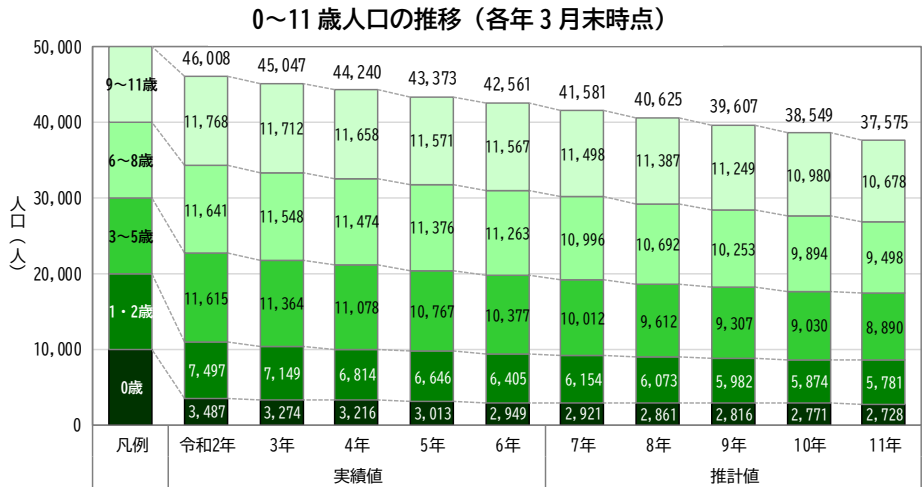
① 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援法により、市町村は国の基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み（需要の見込み）並びにそれに対応する提供体制の確保の内容（供給目標）及び実施時期（供給計画）について定めるものとされています。
- 量の見込みについては、令和 2 年度から令和 6 年度までの各事業の実績や、令和 7 年度から令和 11 年度までの推計人口等を踏まえて設定しています。

② 推計人口について

- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定するため、令和 2 年から令和 6 年までの各年 3 月末時点の住民基本台帳人口を基に、国※と同様、コーホート要因法にて算出しています。

※ 国立社会保障・人口問題研究所



③ 教育・保育における量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期について

認定区分	量の見込み・確保方策	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1) 1号認定 (3～5歳) 	① 量の見込み	2,586	2,288	2,018	1,810	1,646
	特定教育・保育施設	355	355	329	329	329
	新制度未移行幼稚園	2,231	1,933	1,689	1,481	1,317
(2) 2号認定 (3～5歳) 	② 確保方策	7,093	7,093	7,053	7,053	7,053
	特定教育・保育施設	493	493	453	453	453
	新制度未移行幼稚園	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
③ 利用率（①／対象児童数）		25.8%	23.8%	21.7%	20.0%	18.5%
(3) 3号認定 (1～2歳) 	① 量の見込み	6,794	7,049	7,089	7,063	7,100
	教育利用希望の強い2号	2,102	2,427	2,500	2,500	2,500
	その他	4,692	4,622	4,589	4,563	4,600
(4) 3号認定 (0歳) 	② 確保方策	7,544	7,844	7,889	7,889	7,889
	幼稚園の預かり保育	2,200	2,500	2,500	2,500	2,500
	特定教育・保育施設	4,803	4,803	4,848	4,848	4,848
(5) 3号認定 (0歳) 	市の独自対策	254	254	254	254	254
	施設等利用給付	287	287	287	287	287
	③ 利用率（①／対象児童数）	63.3%	68.5%	71.4%	74.1%	76.9%
(6) 3号認定 (1～2歳) 	① 量の見込み	3,836	3,954	4,063	4,153	4,249
	② 確保方策	4,306	4,354	4,412	4,460	4,508
	特定教育・保育施設	2,120	2,120	2,130	2,130	2,130
(7) 3号認定 (1～2歳) 	地域型保育事業	1,797	1,845	1,893	1,941	1,989
	市の独自対策	245	245	245	245	245
	無償化対象の認可外保育施設	144	144	144	144	144
(8) 3号認定 (0歳) 	③ 利用率（①／対象児童数）	62.3%	65.1%	67.9%	70.7%	73.5%
(9) 3号認定 (0歳) 	① 量の見込み	479	453	431	409	389
	② 確保方策	967	976	985	994	1,003
	特定教育・保育施設	636	636	636	636	636
(10) 3号認定 (0歳) 	地域型保育事業	288	297	306	315	324
	市の独自対策	14	14	14	14	14
	無償化対象の認可外保育施設	29	29	29	29	29
③ 利用率（①／対象児童数）		16.4%	15.8%	15.3%	14.8%	14.3%

参考 教育・保育の認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用対象施設・事業
1号認定	3～5 歳	なし	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		あり	・保育所（園） ・認定こども園 ・幼稚園＋預かり保育
3号認定	0～2 歳		・保育所（園） ・認定こども園 ・地域型保育事業

④ 地域子ども・子育て支援事業における量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期について

事業名	単位	量の見込み・確保方策	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1) 利用者支援事業	実施か所数	量の見込み	35	43	43	43	43
① 基本型・特定型・こども家庭センター型		確保方策	35	43	43	43	43
(1) 利用者支援事業	面談実施人数	量の見込み	6,624	6,518	6,425	6,335	6,246
② 妊婦等包括相談支援事業型		確保方策	6,624	6,518	6,425	6,335	6,246
(2) 延長保育事業	利用人数 人／日	量の見込み	3,873	3,761	3,670	3,579	3,521
		確保方策 (か所数)	138	138	138	138	138
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給児童数 人・月／年	量の見込み	136	132	129	126	124
① 教材費・行事費等		確保方策	136	132	129	126	124
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給児童数 人・月／年	量の見込み	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
② 給食費（副食費）		確保方策	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	巡回件数	量の見込み	275	275	275	275	275
① 巡回支援		確保方策	275	275	275	275	275
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	対象児童数 人・月／年	量の見込み	400	400	400	400	400
② 多様な集団活動事業の利用支援		確保方策	400	400	400	400	400
(5) 放課後児童健全育成事業 	利用人数 人／日	量の見込み	9,157	9,666	10,255	10,534	10,763
		放課後児童クラブ	5,604	5,686	5,847	6,072	6,429
		放課後KIDSルーム	3,553	3,980	4,408	4,462	4,334
		確保方策	9,157	9,666	10,255	10,534	10,763
		放課後児童クラブ (か所数)	45	45	45	45	45
		放課後KIDSルーム (か所数)	3,553	3,980	4,408	4,462	4,334
(6) 子育て支援短期事業	利用人数 人／年	量の見込み	2,845	3,102	3,360	3,617	3,872
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数 人／年	確保方策	2,845	3,102	3,360	3,617	3,872
		量の見込み	2,921	2,861	2,816	2,771	2,728
(8) 養育支援訪問事業事業	訪問世帯数 世帯／年	確保方策	2,921	2,861	2,816	2,771	2,728
		量の見込み	27	29	31	33	35
(9) 子育て世帯訪問支援事業	訪問世帯数 世帯／年	確保方策	27	29	31	33	35
		量の見込み	553	711	869	1,027	1,184
(10) 地域子育て支援拠点事業 	利用人数 人／日	確保方策	553	711	869	1,027	1,184
		量の見込み	231,106	231,380	232,540	233,522	236,278
(11) 一時預かり事業 ① 幼稚園型	利用人数 人／年	確保方策	231,106	231,380	232,540	233,522	236,278
		量の見込み (か所数)	29	29	29	29	29
(12) 一時預かり事業 ② その他	利用人数 人／年	確保方策	8,790	8,535	8,329	8,131	8,000
		量の見込み (か所数)	9,090	9,090	9,090	9,090	9,090
(13) 病児保育事業 	利用人数 人／年	量の見込み	6	6	6	6	6
		量の見込み	17,552	17,437	17,396	17,347	17,435
		ほっとる一む	10,307	10,397	10,523	10,637	10,829
		保育所（園）	7,245	7,040	6,873	6,710	6,606
		確保方策	68,310	68,250	68,430	68,340	68,310
		ほっとる一む (か所数)	29,710	29,650	29,830	29,740	29,710
(14) 産後ケア事業 	利用人数 人／年	保育所（園） (か所数)	9	9	9	9	9
		保育所（園）	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600
		量の見込み (か所数)	28	28	28	28	28
		量の見込み	2,021	2,072	2,123	2,172	2,227
		病児・病後児対応型	821	872	923	972	1,027
		体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	利用人数 人／年	確保方策	8,058	8,020	8,040	8,060	8,078
		病児・病後児対応型 (か所数)	6,858	6,820	6,840	6,860	6,878
		体調不良児対応型 (か所数)	5	5	5	5	5
		量の見込み	185	222	265	318	380
		確保方策	185	222	265	318	380
		量の見込み	41	215	215	215	215
(16) 妊婦健康診査事業 	健診受診者数 人／年	確保方策	2,940	2,880	2,821	2,764	2,707
		量の見込み	2,940	2,880	2,821	2,764	2,707
(17) 産後ケア事業 	利用人数 人／年	確保方策	185	222	265	318	380
		量の見込み	185	222	265	318	380
(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	利用人数 人／年	確保方策	41	215	215	215	215
		量の見込み	41	215	215	215	215

注：乳児等通園支援事業については、令和 7 年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和 8 年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施